

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

- (1)株主の基本的な権利を最大限に尊重し、既存株主の権利の侵害がないように、かつ平等に扱うように配慮します。
- (2)ステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じ、企業価値や雇用の創造、健全な企業経営を維持するように努めます。
- (3)すべての重要事項について透明性を確保し、適時適切な情報開示を保証します。
- (4)法令遵守を徹底するとともに、取締役会・監査役会等により経営の監視・監督を行い、会社価値の最大化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】 当社では議決権行使頂く為に、招集通知の早期発送等に努めております。結果としましては、昨年度では外国人株主の約84%、全体でも約92%の株主の方々が議決権を行使頂いております。議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳に就きましては、今後も海外投資家の比率や議決権行使の状況を見ながら検討して参ります。

【補充原則4-2-1】 経営陣（執行役員）においては、賞与は業績連動型としておりますが、執行役員は使用人（従業員）であることに鑑み自社株報酬等について現状検討しておりません。尚、中長期的な会社の業績貢献を評価する人事制度を導入することによりインセンティブ付けを行っております。

【補充原則4-8-1】 社外取締役および社外監査役との間で十分な情報共有を実施し、今期は社外取締役及び監査役会全員との会合を半期ごとに設定しております。これにより客観的立場に基づく情報交換・認識共有などを図ります。

【補充原則4-8-2】 現時点では、「筆頭独立社外取締役」は指名しておりません。しかしながら、コードの趣旨に即して社外取締役と監査役会が連携し、連絡・調整を行います。

【原則4-10】 当社は監査役会設置会社であり、取締役は8名で内3名は社外取締役、内2名は独立社外取締役であり、一方、監査役は4名の内3名が社外監査役、内3名は独立社外監査役です。独立社外取締役及び監査役による積極的な監督活動により、当社のコーポレートガバナンスは確実に機能し、業務執行の適正は確保できていると考えております。なお、取締役の指名にあたっては今後、指名審議会の設置を検討いたします。

【補充原則4-10-1】 取締役の報酬に関し、取締役会の任意の機関である報酬審議会を設置しました。今後、指名審議会の設置を検討いたします。なお、経営陣（執行役員）の報酬については、給与規定において定められております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】
（政策保有に関する方針）
当社は、政策保有としての上場株式への投資は原則行わない方針です。但し、関係強化等による商権確保・維持を目的とした上場株式への投資を行う場合があります。
（政策保有株式の検証内容）
当社は、政策保有としての上場株式への投資は原則行わない方針ですが、投資を行った場合、関連する取引の収益、事業戦略の展開・進捗への貢献度合いを検証し、四半期ごとに投資案件の進捗を取締役に報告しております。また、その進捗により、当社の保有意義を再評価し、その保有継続の適否を決定しております。
（議決権行使の基準）
当社は、政策保有としての上場株式への投資は原則行わない方針ですが、保有した場合の議決権行使については、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の保有意義を達成できるか、当社の企業価値を毀損させるものでないかを精査し、議案への賛否を個別に判断することとしております。

【原則1-7】
（関連当事者間の取引）
関連当事者と一定額を超える取引を行う場合は、その妥当性、他の取引と比して取引条件に問題がないかなどについて社内の契約リスク委員会に付議する制度を導入済みです。

【原則2-6】
規約型企業年金において、運用基本方針を策定し、その方針に沿って運用しているかを1年に1度確認しています。また、方針と乖離がある場合は、CFO、経理財務、人事部門の担当で適宜運用方針の見直しを諮り、運用会社と協議します。
なお、加入者に対しては、定期的に運用状況を開示しています。

【原則3-1】
（情報開示の充実）
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念は下記、当社ホームページに記載されています。
<https://www.relia-group.com/about/philosophy.html>

経営計画は、2018年11月6日に開示いたしました「事業戦略2020」の策定に関するお知らせに記載の通りです。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書1.基本的な考え方に記載の通りです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書、インセンティブ関係及び取締役報酬関係に記載しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部(執行役員)の選解任については取締役会での評価に基づき案を作成し取締役会にて承認を受けます。取締役・監査役候補については、常勤の取締役・監査役間で議論・原案策定の上、取締役会に諮って決議しています。

(5) 取締役会が上記を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
経営陣幹部(執行役員)に関して、選任の際の人事異動は適時開示を実施しており、個別選解任については業績貢献に加え、マネジメント、将来会社を担うという観点で取締役会にて承認を行っています。取締役・監査役候補者の指名に際しては、能力・適性等を総合的に判断し、取締役会にて承認、監査役候補者の指名に際しては、監査役会が適切に関与しています。

なお、上記に関し、取締役の指名にあたっては今後、指名審議会の設置を検討いたします。

[補充原則4-1-1]

(経営陣に関する委任の範囲)

経営陣(執行役員)は、社内規程に基づき、付与された権限の範囲(含む決裁可能金額・業務範囲)において、本部長として担当本部を運営しております。

[原則4-9]

(独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は、以下の独立性判断基準を制定済みです。

りらいあコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」という)は、コーポレートガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役(以下総称して「社外役員」という)の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。以下のいずれかに該当する場合、独立社外役員としての独立性を有しないものと取り扱います。

1. 当社ならびに当社の子会社(以下総称して「当社グループ」という)の業務執行者 または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
*「業務執行者」：法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
2. 当社の現在の主要株主またはその業務執行者
*「主要株主」：当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって 議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。当該主要株主が法人の場合には、その親会社及び子会社を含む。
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者(その親会社及び子会社を含む)の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
*「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結売上高の2%を超える支払いを、当社に対して行っていた者。当該主要な取引先が法人の場合には、その親会社及び子会社を含む。
5. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
*「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けていた者をいう。当該者が法人の場合には、その親会社及び子会社を含む。
6. 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者)
*ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。
8. 当社グループから多額の寄付を受けている者(当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
*「多額の寄付」とは、その者が直近事業年度において得た寄付の金額につき、個人の場合は年間1,000万円、または法人の場合はその総収入金額の2%を超える金額をいう。
9. 当社の資金調達において、必要不可欠であり、かつ、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
10. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
11. 上記2から10のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
12. 上記1から10までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
13. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

[補充原則4-11-1]

(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

定款で取締役は10名以内と定める中、経営を司るに必要な人数を確保する一方、機動的な経営を行うため可能な限り少数で行うという方針に基づき、バランスの良い人員構成としております。業務運営等の当社事業に関する知見を有する内部人材と、海外、財務、データマネジメントなど専門的な知見を有する外部人材をバランスさせることで、多様性を確保しております。

[補充原則4-11-2]

(取締役・監査役の兼任状況)

当社の取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、下記のとおりです。当社での役割・責務を適切に果たせるに十分な状況と判断しております。

監査役 鎌田 伸一郎 セントラル警備保障株式会社取締役会長

[補充原則4-11-3]

(取締役会全体の実効性分析・評価・結果の概要)

取締役会の実効性に関する分析及び評価を実施するため、当年度も各取締役に対しアンケート形式による評価を実施しております。現在その内容を分析中であり、今後取締役会にて報告、評価を行う予定です。

なお、昨年度(2018年3月)に取締役に対しアンケート形式による評価を実施した結果の概要については以下の通りです。

結果の概要:

取締役会は、情報共有・発言の頻度、意思決定に関する法的義務の履行は概ね適切である一方、取締役会の運営について、資料事前配布や重要事項の事前説明を更に徹底させること、説明の重複を避け審議ポイントを明確にした議事進行を行うことなどにより、取締役会での審議・議論の更なる充実を行うことが必要と確認されました。

今後も取締役会評価を実施し、取締役会が当社の持続的成長と企業価値向上につながる役割を果たせるよう、確認してまいります。

[補充原則4-14-2]

(取締役・監査役のトレーニング方針)

当社就任に際しては、当社の事業及び戦略、財務、組織・規程等に関する必要な知識を取得するため、各種資料を提供します。

また、就任時には企業価値向上経営の実践のために必要となる知識の習得を目的とした社外講習の機会を提供します。

就任後も必要に応じ、取締役・監査役として必要な知識の継続的な更新の機会を提供します。

[原則5-1]

(株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針)

本方針は、コーポレートガバナンスコードによる「株主との建設的な対話に関する方針」に基づき、またフェア・ディスクロージャーの観点から当社と株主・投資家の皆様との対話に関する当社の基本的な考え方を示すものです。

1. 株主・投資家との建設的な対話は、当社の持続的な成長と長期的な企業価値の向上に資するものであり、株主・投資家からの対話の申し込みに対しては、株主・投資家の希望、主な関心事項などを踏まえた上で、合理的な範囲内で、取締役・経営陣が臨みます。
2. 株主・投資家との対話全般の責任者は社長であり、それを補助する者として広報・IR室が、必要に応じて社内各部門と協力して対話にあたります。
3. 株主・投資家が当社の長期的な企業価値を判断するために、公正で積極的な情報開示に努めます。そのため、個別面談のほか、決算説明会やホームページの充実など様々な方策によりIR活動の充実を図ります。
4. 対話で得た当社への意見・要望は、適時適切に取締役へフィードバックすることで、経営の意思決定に活用します。
5. フェアディスクロージャーの観点から、対話は公開情報に基づく建設的な意見の交換を目的とします。当社では、未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)が外部へ漏洩することを防止するため、グループ企業行動基準、インサイダー取引防止規定などの社内の諸規定を整備しています。対話に際しては、これら社内の諸規定及び国内外の法令に従います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

[大株主の状況] **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	23,707,200	34.40
セントラル警備保障株式会社	6,193,344	8.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,543,300	8.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,731,600	6.87
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	2,045,200	2.97
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,708,200	2.48
日本生命保険相互会社	1,459,600	2.12
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,440,000	2.09
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	980,530	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行退職給付信託口)	723,900	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)の所有する株式1,440千株については、委託者である株式会社三井住友銀行が、議決権の指図権を留保しております。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(株式会社三井住友信託銀行退職給付信託口)の所有する株式723千株については、委託者である株式会社三井住友信託銀行が、議決権の指図権を留保しております。

2019年1月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社および株式会社三井住友銀行が2019年1月15日現在でそれぞれ1,729千株、1,440千株の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在でそれぞれ723千株、1,755千株、3,780千株の株式を保有している旨が記載され

ているものの、三井住友信託銀行株式会社を除き当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

2018年5月17日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッド、ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）・リミテッドが2018年5月15日現在で其々2,382千株、413千株の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岸上 順一	他の会社の出身者											
森安 正博	他の会社の出身者							○				
由佐 美加子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸上 順一	○	----	電気通信事業に関し知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくものであります。 東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有した社外独立取締役であるため、当社独立役員に指定するものであります。

森安 正博		森安正博氏は、当社の大株主である三井物産株式会社執行役員ICT事業本部長であります。	総合商社における豊富な経験と知見を基に、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かせるかと判断したためであります。三井物産株式会社は、当社の主要株主ではありますが、同社との取引比率は僅少であり、同社からの事実上の制約はありません。従って、同社から一定の独立性が確保されていると考えております。
由佐 美加子	○	----	由佐美加子氏は現在、合同会社CCCパートナーであり、長年にわたり会社の経営に携わられております。その女性的な発想ならびに経験や知識等を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、独立役員の属性に関して東京証券取引所の定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有した社外独立取締役であるため、当社独立役員に指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬審議会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

報酬審議会は、取締役会の諮問に基づき、主に下記の事項を審議し、取締役会に答申します。

- ① 取締役の報酬等に係る基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
- ② 取締役の当該年度の総報酬額及び個人別の報酬等の内容
- ③ その他、前各号に関して報酬審議会が必要と認めた事項

また、報酬審議会は、取締役会決議により選任された3名以上の取締役で構成し、その委員長は独立社外取締役から選任します。

報酬審議会の活動としては、次期の役員の報酬等に係る評価基準について議論したほか、2019年3月期の業績に鑑み当該事業年度に係る取締役の賞与を不支給とすべき旨を取締役会について答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査については、常勤監査役が会計監査人から年間の監査計画概要書の説明を受け、第2四半期決算時と決算時には監査役全員が監査役会において、その監査の状況について報告を受け連携を図っております。

内部監査については、常勤監査役が内部監査を担当する監査部が行った内部監査に基づき、代表取締役社長、常勤取締役ならびに被監査部門担当執行役員に対して行われる監査報告会に出席し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名
------------------------	----

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鎌田伸一郎	他の会社の出身者													
上神田隆史	他の会社の出身者										△			
川口里香	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田伸一郎	○	東日本旅客鉄道株式会社の常務取締役を経て、現在はセントラル警備保障株式会社の取締役会長であります。	これまで培った各会社の役員としての経営に関する豊富な経験や幅広い見識をもとに社外の独立した立場からの視点で監査ならびに当社経営に関するチェック・助言をお願いするものであります。 なお、同氏は、独立役員の属性に関して東京証券取引所の定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有した社外独立取締役であるため、当社独立役員に指定するものであります。
上神田隆史	○	三井住友信託銀行並びに三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の取締役専務執行役員を経て、同社常任監査役でありました。	出身分野である銀行業務を通じて培われてきた豊富な経験をもとに社外の独立した立場から監査ならびに当社経営に関するチェック・助言をお願いするものであります。 なお、同氏は、経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しております。
川口里香	○	----	20数年間に亘る弁護士活動において、労働法制員や東京都労働相談情報センター労働相談員などを務め、昨年度は第一東京弁護士会副会長の要職に就いておられました。この弁護士としての専門的な経験と幅広い見識の下に、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、特にコンプライアンス面での監査ならびに当社経営に関するチェック・助言をお願いするため、新たに選任をお願いするものであります。 同氏は、独立役員の属性に関して東京証券取引所の定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有した社外監査役であるため、当社独立役員に指定するものであります。

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社の取締役の報酬等は、月例の基本報酬と業績連動報酬である賞与により構成されており、基本報酬は職責の大きさに応じた役位ごとの固定の金銭報酬、賞与は親会社株主に帰属する当期純利益に一定の割合を乗じた額を基準とし、取締役の役位及び個人評価等に基づき変動する金銭報酬です。なお、社外取締役は固定の金銭報酬のみとなっております。

なお、業績連動報酬に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。当該指標を採用した理由は、当社の企業活動の成果を表すものとして最も適していると考えているためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社の取締役および監査役に対する報酬は月額報酬と年一回支給される賞与によって構成され、月額報酬については定額、賞与については業績連動性によって支給額を決定しており、第32期における役員区分ごとの報酬等の総額は以下の通りです。

取締役（社外取締役を除く8人） 114百万円
社外役員（4人） 25百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬総額の最高限度額を定めており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。

また各取締役の報酬額は、取締役会の任意の諮問機関として2019年2月に設置した報酬審議会の答申を踏まえ、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

取締役会は、法務部長が窓口となり、適宜社外取締役と連絡を取り、情報提供、報告、問合せ対応にあたっております。監査役会は、法務部と法務部員でもある監査役補助人が窓口となり、適宜社外監査役と連絡を取り、情報提供、報告、問合せ対応にあたっております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等	更新
-------------------------	----

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
下村 芳弘	顧問	日本コールセンター協会の会長職として、当社が所属する業界活動に従事するもの。	非常勤、報酬あり	2019/06/25	1年

当社は取締役を退任した者について顧問制度に関する内規を設けております。
顧問の就退任については取締役会にて決議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1) 業務執行機能

取締役会は、取締役8名(うち、社外取締役3名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する役割と権限を有しております。また、当社では事業年度ごとの経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

取締役会は原則として月1回開催するほか、常勤取締役及び社長が指名する役員で構成される経営会議を定期的に開催し、重要な経営戦略や経営課題、全社施策、営業案件について審議しております。更に、本部長会議を定期的に開催し、経営会議に付議する議案のうち執行領域における事前審議を行い、意思決定スピードの早期化に加え、取締役と執行役員の意思疎通の深化と役割分担の明確化を図っております。

2) 監査役監査その他監査等の機能

監査役は、4名の監査役のうち3名を社外監査役とし、その内3名を独立監査役とすることで客観性の確保に努め、監査役による十分な監視機能が発揮できる体制を整えています。監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めています。更に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しております。

監査役会は監査役によって構成され、原則として月に1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査の方針や監査の基準等を決定し、各監査役の監査状況等の報告を受けています。

内部監査については監査部を置き、専任スタッフを7名配置して、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題などに対し改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。また、監査部ではグループ会社の監査も実施しております。

会計監査については、当社と契約を締結している有限責任監査法人トーマツが期中および期末に財務諸表監査および四半期レビューを実施しております。また、会計監査人は財務報告に係る内部統制の監査についても担当し、合理的で効率的な監査を実施しております。

監査役と会計監査人、監査役と内部監査部門、また、会計監査人と内部監査部門との間で不定期に会合を持ち、監査体制・監査計画・監査実施状況などについて情報交換を行っております。

3) 取締役及び監査役との責任限定契約の内容

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しています。当該契約の内容は、社外取締役ならびに各社外監査役いずれも、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項に定める限度額まで限定するものとなっております。

4) 報酬審議会の概要

取締役の報酬等に係る事項について、客観性並びに説明責任を強化するため、2019年2月8日付で「報酬審議会」を設置しております。

上記、機関構成・組織運営等に係る事項「報酬委員会に相当する任意の委員会」の補足説明をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は監査役設置会社の形態を採用しております。監査役会には3名の社外監査役(うち3名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員)、また取締役会には3名の社外取締役(うち2名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員)が選任されています。

これら社外役員の独立性の高い立場、或いはその幅広い見識からの助言は、当社経営の透明性・客観性の確保にたいへん有益なものとなっております。また、監査役会、会計監査人および内部監査部門が相互に連携することで、経営の監視・監督機能の向上を図っており、現行の当社コーポレート・ガバナンス体制は充実した機能を保持しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近では、2019年6月25日開催の第32回定時株主総会において、招集通知を6月3日に発送し、5月28日からWebにて公開している。
集中日を回避した株主総会の設定	直近では、第32回定時株主総会を2019年6月25日に開催している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	https://www.relia-group.com/ir/policy/ にて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月と11月の年2回、代表取締役社長がプレゼンテーションを行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者のほか、CFO、IR担当者が海外投資家向けに定期的にロードショー、カンファレンスに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.relia-group.com/ にて、決算資料、決算資料以外の適時開示資料、株主通信、株式事務問合せ先、業務説明などの情報提供を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：経営企画部広報・IR室 IR事務連絡責任者：岩本健一郎広報・IR室長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「グループ企業行動基準」として規定し、その冊子を従業員に対して配布して周知徹底をしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、北海道から沖縄まで、全国30か所以上のオペレーションセンターにて業務を行っており、本業を通じた雇用機会の創出、多様な働き方に対応した人事制度の整備及び拡充を進めております。また、特例子会社である株式会社ビジネスプラスを通じ、障がい者の雇用、自立支援、ノーマライゼーション（障がい者が健常者との区別なく、社会生活を送ること）を推進しています。 その他地域拠点や海外子会社を通じ、地域に根差した活動を行っております。 詳細は以下の当社ホームページでご紹介を行っております。 https://www.relia-group.com/about/csr/

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。

「ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、その実効性の向上をめざして内部統制の充実を図る。本基本方針に基づき構築される内部統制システムを絶えず評価し、必要な改善を行なうほか、この基本方針も環境変化に対応して不断の見直しを行ない、業務の適正を確保する。」

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社関係会社の取締役および使用人が、法令や定款を含む社内規程を遵守し、企業倫理を認識して社会人としての良識と責任をもって行動する（以下「コンプライアンス」という）ために、『グループ企業行動基準』を定め、徹底を図る。
- (2) 取締役会で選任したチーフ・コンプライアンス・オフィサー（以下「CCO」という）を委員長としたコンプライアンス委員会を開催し、当社ならびに当社関係会社のコンプライアンスに関する計画、施策の立案・導入および監督を行なう。
- (3) コンプライアンスや内部統制に関する意識を徹底・向上させるために、法務部やリスク統括部による研修を定期的実施する。また、社内における各種研修においても、業務知識のみならず、コンプライアンス意識を高める教育の実施に努める。
- (4) コンプライアンス違反に関する報告・相談ルートとして、『内部通報規程』に基づきグループ企業共通の内部通報連絡先（以下、「内部通報窓口」という）を設置し、情報の早期把握ならびに早期対応を行なう。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するために、社会的な信用の維持・向上に資することを「財務報告に係る内部統制の基本方針」に毎年定め、取締役会にて決議する。
- (6) 当社は、社外監査役を含めた監査役にて構成された監査役会を設置し、取締役の業務執行の監視・監督を行なう。
- (7) 当社の法令および定款の遵守状況について、取締役会ならびに監査役および監査役会は、法令および定款に照らし、『取締役会規程』ならびに『監査役会規程』および監査役監査基準に基づいて取締役の職務の執行を監督する。当社監査部は法令および社内諸規則に基づいて使用人等の職務執行について監査を実施し、その結果を当社代表取締役報告する。監査により改善の必要があると指摘された場合は、速やかに対策を講ずる。
- (8) 当社は、原則として社外取締役をおき、取締役の意思決定の適正性・妥当性の確保を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る重要な情報は、『文書管理規程』に基づき、文書または電磁的記録により関連資料とともに保存・管理する。
- (2) これらの情報は、取締役・監査役からの要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営者及び管理職は、その組織のすべてのレベルにおけるリスクを認識・評価する。また、内外の環境変化に伴う新たなリスクの発生あるいは既存リスクの状況の変化を踏まえて、当該リスクを定期的に評価する。

- (1) 全社レベルでのリスク管理体制の設計・整備や重要なリスクに的確に対応するため、『リスク・マネジメント規程』を制定し、これに基づき経営リスクに関する諸委員会を設置する。各委員会は、想定される以下の領域における経営リスクについて可能な限り捕捉・認識するとともに、リスクの軽減策を講ずる。

- 1 営業上重要または高額な契約の締結または解除に関すること
- 2 重要な労務管理または労務紛争に関すること
- 3 災害、事故等による被害に関すること
- 4 ITセキュリティならびに個人情報保護および営業秘密管理等の機密情報管理に関すること
- 5 コンプライアンス違反に関すること
- 6 上記以外の経営リスクに関すること

- (2) 『職務分掌・職務権限規程』を制定し、各役職者のリスク対応における権限および責任を明確化する。また『稟議規程』に基づき、リスク管理を徹底する。

- (3) リスク統括部を設置し、各委員会におけるリスク認識及び評価、並びに全社各部門で把握されたリスク情報を統合的に管理する。また、リスク統括部は経営者及び全従業員に対してリスクの周知、リスク意識の浸透をはかり、当社全体のリスク対応能力の向上を図る。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 重要事項について、取締役の意思決定の迅速化を図り慎重な意思決定を行なうための支援として、以下の会議を定期的開催する。

- 1 経営会議
- 2 本部長会議

- (2) 職務を効率的に執行するため、各部署長には『職務分掌・職務権限規程』で規定された一定の権限を付与する。また、取締役の経営者としての職務の遂行をより効率的に行なうため、執行役員制を採用する。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社ならびに当社関係会社に適用する行動基準として『グループ企業行動基準』を定め、役員および従業員に対し徹底を図る。

- (2) 『関係会社管理規程』を制定し、これに基づき当社関係会社の自律経営を原則とした上で、以下のとおり、当社関係会社に対する管理を行なう。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社関係会社の重要事項については、当社に対して適時かつ適正な報告がなされるよう、必要な体制の確保を行なう。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社関係会社各社の経営者が適切な水準の内部統制の整備・運用義務の遂行を求めるとともに、当社関係会社の重要なリスクの存在を識別・測定し、これに対応するための継続的な統制を組織的に行なう。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するため、関係会社ごとに主管者をおく。また、関係会社の経営状況に応じ、役員の差し入れを行なう。

ニ. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社関係会社の法令および定款の遵守状況について、各社監査役ならびに当社監査部が監査を実施する。監査の結果は、当社代表取締役に報告する。必要がある場合は、適切に改善提案や改善指導を行なう。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の監査の実効性を高め、かつ監査職務が円滑に遂行されるため、その職務を補助する従業員を配置する。
- (2) 当該従業員には、監査役業務全体を補佐するにあたり必要な知識や能力を有する者を選任する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 前号の従業員への指揮命令は監査役が行なうものとし、当該従業員の考課・異動等については、監査役会の同意を得た上で行なう。
- (2) 当該従業員が、監査役からの指示の実効性を確保するための事項について、『監査役監査の実効性の確保に関する規程』に基づき定める。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役への報告体制として、以下を整備する。

イ. 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

当社の役員および従業員が、当社ならびに当社関係会社に係る重要な事項について知り得た場合、その都度常勤監査役に報告すること、および監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は事実を報告することを『監査役監査の実効性の確保に関する規程』に定めるとともに社内への浸透を図る。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社の「内部通報窓口」を複数設置し、当社関係会社の役員および従業員が当社常勤監査役へ直接報告・相談できる窓口を含むものとする。またはCCOや法務部長への報告・相談ルートにおいても、その受付けた内容が当社もしくは当社関係会社の不正行為または法令違反に該当した場合には、速やかに当社常勤監査役に報告することを『内部通報規程』に定めるとともに、社内への浸透を図る。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 上記の通報を行なった者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを『内部通報規程』に定める。また、子会社においても同様の対応がなされるよう適切な指導を行なう。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針については、会社法の規定に従い制定した『監査役監査の実効性の確保に関する規程』に基づき適切に対応する。

11. その他当社監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 監査役は、いつでも必要に応じて役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、いつでも必要に応じて経営会議、本部長会議およびその他重要な会議に出席できる。
- (3) 監査役会は、必要に応じて、弁護士、会計士等を起用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- (4) 監査役は、会計監査人との両者の監査業務の品質および効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

『グループ企業行動基準』に基づき、反社会的勢力排除に向け、役員および従業員に対して以下の周知・徹底を行なう。

- (1) 総会屋、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭解決を図ることなく毅然とした態度で対応する。
- (2) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある取引先とは、一切取引しない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

前項1.12に記載の通りです。

2. 具体的な対策

1) 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、同連合会との連携体制を構築するとともに、その関連する会合に積極的に出席して、情報の収集に努めております。

2) 当社は、不当要求防止責任者を設置し、公的機関による不当要求対応講座を受講しております。

3) 役務提供に係る業務委託契約、物品などの調達に係る契約その他当社が締結する契約書については、反社会的勢力の関係排除条項を明記し、当社が行う取引については反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先を排除しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成17年6月23日に開催した第18回定時株主総会において、当社株式の買付提案および買付行為への対応方針（以下、「本プラン」という。）を決議導入した後、2度の更新を経て本プランを5年間継続導入してまいりました。平成18年12月の金融商品取引法改正により、公開買付開始時における対象会社と買収者のやり取りのルール化など濫用的な買収から防衛するための一定の対応がなされたこと、当社を取り巻く環境においても濫用的買収の脅威が相対的に低下したことなどを踏まえ、当社事業の更なる拡充、株主還元の強化によって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることが最良であるとの判断から、平成22年5月13日に開催した取締役会において本プランを継続しない旨を決議して、同年6月23日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって終了しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりであります。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

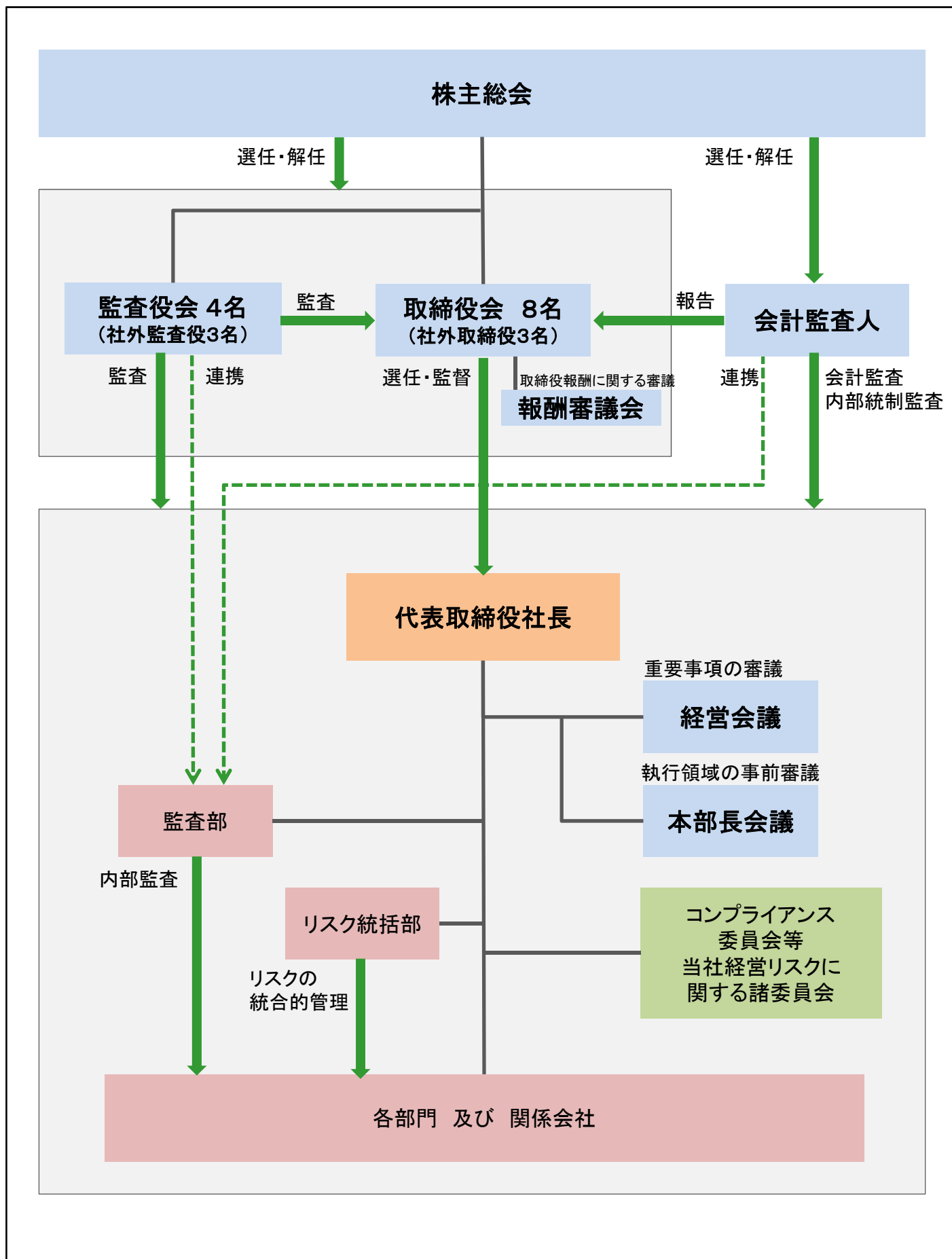
当社は、株主、投資家の皆様から正しく理解され、評価され、信頼される企業となるため、企業内容等の開示に関する内閣府令、東京証券取引所の有価証券上場規則および社内規程（インサイダー取引防止規程等）に従い、公平かつタイムリーな情報開示を積極的に行う方針であります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の重要な会社情報は、子会社に係る情報も含めて決定事実、発生事実および決算情報のいずれの場合も、法務部を責任部署として、一元管理する体制をとっております。法務部長は、重要な会社情報について、チーフ コンプライアンス オフィサー(CCO)、チーフ プライバシー オフィサー(CPO)、広報・IR室長その他関連部署と協議のうえ、適時開示情報に該当するか否かの判断を、企業内容等の開示に関する内閣府令および東京証券取引所の有価証券上場規則に従って行い、代表取締役社長の承認を得て、その公表の内容、時期および方法について決定します。

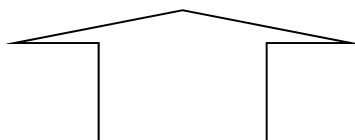
この決定を受けて、情報開示は原則として、当社の広報を担当する広報・IR室が行い、これを管理します。公表の方法は、TDnetへの登録および必要に応じて記者会見、資料投函などにより行います。なお、TDnetに登録した情報は、原則当社ホームページにて一定期間掲載しております。

◆コーポレート・ガバナンス体制

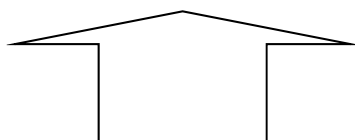


◆適時開示実施体制

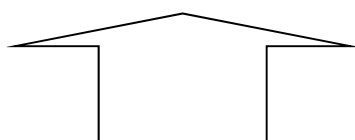
TDnet、記者会見、資料投函、当社ホームページ掲載【開示】



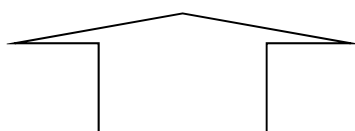
広報・IR室【管理】



社 長【開示の承認】



CCO、CPO、法務部長、広報・IR室長その他関連部署員【開示可否の協議】



法務部 【情報の一元管理】

a) 発生事実に関する情報

担当役職員

b) 決定事実に関する情報
ならびに決算に関する情報

取締役会

c) 子会社に関する情報

担当役職員